

11月9日は「119番の日」です



11月9日(日)は、消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として昭和62年から「119番の日」と制定されました。

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために重要なことは、119番通報です。

昨年の衣浦東部広域連合消防局管内5市(高浜・碧南・刈谷・安城・知立市)での119番の通報件数は約2万6,000件ありました。

あなたも通報する場面に遭遇するかもしれません。119番通報時の注意点を紹介します。

◆一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部などの指令員から「火事ですか? 救急ですか?」と聞かれます。落ち着いて指令員へ情報提供をお願いします。

◀火災の場合▶

・住所(近くの目標物、ビルなどの場合、何階か)

・何が燃えているか

・逃げ遅れはないか

・通報者の氏名、電話番号

◀救急の場合▶

・住所(近くの目標物、ビルなどの場合、何階か)

・誰がどうしたか

・通報者の氏名、電話番号

◀事故の場合▶

・住所(近くの目標物など)

・どういった事故か

・怪我人(閉じ込められている人)はいるか

・通報者の氏名、電話番号

119番通報の際、通報内容から心肺停止状態であることがわかった場合、傷病者へ気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫(心臓マッサージ)をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などについては適切な病院搬送につながる情報として、救急車から確認電話の際におたずねする場合があります。

◆携帯電話からの通報時の留意事項

現在、119番の通報件数の約3割は携帯電話からの通報です。通報場所の住所の確認をお願いします。もし、分からない

場合は、近くの人に聞く、道路の看板、自動販売機などで確認してください。また、高速度路や中央分離帯が設けられた幹線道路などでは、上り車線か下り車線かということも重要な情報です。

電波の特性上、管轄外の消防本部へ接続される場合があります。この場合は管轄消防本部へ転送されます。転送先でも通報内容を繰り返し聞かれますが、ご理解をお願いします。

確認のために消防本部から折り返し、電話をかけることがありますので、携帯電話、PHSの電源を入れたままをお願いします。

◆119番通報訓練をしよう

火災や救急が必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、一生に一度あるか、ないかの緊急事態に直面して、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などとあわせて119番の通報訓練を受け付けています。

これは事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時に大変有効と考えますので、希望する場合は、近く

の消防署へご相談ください。聴覚や言語、音声に機能障害のある方のために、フアクシミリやEメールでの119番通報が可能となっています。

詳しいことは、消防局通信指令課へ問い合わせてください。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局通信指令課

☎ 63-0138

☎ 63-15731

11月9日(日)〜15日(土) 秋季火災予防運動



秋から冬にかけては、火災が発生しやすい季節です。

その多くは、ちょっとした火の不始末や不注意から発生しています。

「うちだけは大丈夫」その油断が禁物です。

火災を起こさないために、一人ひとりが火の取り扱いに十分注意して、最後まで責任を持つことが必要です。

次のことに心がけ、火災予防

に努めましょう。
住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

①寝たばこは、絶対やめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協体制をつくる。

住宅用火災警報器を設置したため、助かりました

8月18日、安城市内で住宅火災がありました。住宅用火災警報器を設置していたため、早く気づき大火災にならずに済みました。

まだ、取り付けてない家庭がありましたら、早急に取り付けましょう。

問合せ先

衣浦東部広域連合消防局予防課

☎ 63-0136

☎ 63-0136